

霧ヶ峰自然環境保全協議会事業推進フレーム（案）

霧ヶ峰みらい協議会

1 合意形成のためのベースづくりと事業検討

各団体、各地区の考えが異なる中で合意形成を図るためには、基本的理念の共有が必要



2 個別事業の実施

【短期的推進体制】 = 当面の推進体制

事業を霧ヶ峰みらい協議会が全て取り込んでしまうのではなく、各実施主体が事業を実施することが基本 = 協議会は連携のコーディネーター

複数の主体により取り組むもので、実行委員会の設置が必要な事業については、協議会本体又は部会が実行委員会機能を発揮する。



本格的な事業実施の土壌醸成



霧ヶ峰みらい協議会で十分議論を重ねて

【中長期的な推進体制の整備】

霧ヶ峰の十分な維持・管理を継続的に進めていくため、本格的な事業推進のためには、それを担う団体が必要

(公園管理団体をイメージ)

霧ヶ峰の維持・管理や事業実施の推進主体となる団体として
自然公園法第37条の「公園管理団体」をイメージ

公園管理団体の指定を受けられる法人 公益法人、NPO法人等

- 業務
- ・ 風景地保護協定等に基づく風景地の管理、保護活動
 - ・ 施設の補修その他の維持管理
 - ・ 資料収集、調査・研究、情報提供等

霧ヶ峰みらい協議会と
車の両輪として推進

関係自治体の「景観形成基本計画」等との整合にも留意